

国立研究開発法人 情報通信研究機構  
令和8年度 第1回 契約監視委員会 議事概要

1. 日時

令和8年6月17日(水) 14:00～16:00

2. 場所

Webex によるオンライン開催

3. 出席者(委員(敬称略、五十音順))

加藤 暢一 (委員長・公認会計士(加藤公認会計士事務所))

佐藤 健治 (情報通信研究機構 監事)

土井 美和子(情報通信研究機構 監事)

名越 秀夫 (インテックス法律特許事務所 弁護士・弁理士)

4. 開会

情報通信研究機構の中山理事から挨拶があった。

また、委員5名中4名の出席により、契約監視委員会設置要綱第6条第2項に定めている委員会の開催要件を満たしていることを報告した。

佐古 委員について、警察庁から国家公安委員会の委員候補者として国会同意人事案が提示され、3月23日(月)に国会で同意されたことに伴い、同日付けで辞任となった。後任の選定については、現在検討中である旨、事務局より報告があった。

5. 議題

(1)「令和7年度における契約の実績、点検及び調達等合理化計画に基づく取組結果」について

(2)「令和8年度 国立研究開発法人 情報通信研究機構 調達等合理化計画(案)」について

6. 議事概要

(1)「令和7年度における契約の実績、点検及び調達等合理化計画に基づく取組結果」について

情報通信研究機構(以下「機構」という。)からの説明に基づき、以下の項目について、その内容を点検及び確認した。

1. 令和7年度の契約実績(契約実績の傾向、競争性のない随意契約、一者応札・応募、2か年連続一者応札・応募の状況等)

2. 2か年連統一者応札・応募案件のうち、選定条件に基づき選定した21件の具体的案件
3. 令和7年度調達等合理化計画に基づく取組結果

○ 委員からは、以下の意見、質問等があった。(答)は機構側回答。

・2か年連統一者応札・応募の案件 21 件について確認したところ、契約の内容が不審なものや一者応札・応募となった理由に説明が付かない案件はなく、また、財務部の分析についても、特におかしな点はなく、十分に理解できるものであった。ただし、一者応札・応募の改善のための取組内容のうち、業務等準備期間の確保が不十分である案件が見られる。例年と同様の指摘となるが、調達要求部署には、時間的余裕を持って仕様書作成することの重要性をよく理解してもらう等、更なる努力を期待したい。また、改善取組のうち、業者からの聞き取りにおいて、アンケートの回答について業者へ連絡を取り、追加で聞き取りを行う等、改善に向けて相当努力したと認識している。回答を調達手続にフィードバックさせることで、更なる改善に結び付けていくことを期待する。

(問) 契約件数は減少した一方で、契約金額は増加しており、大型案件ほど一者応札・応札者の少数化につながる可能性がある。契約案件の大きさを仕様書見直しの重点項目として設定すべきではないか。

(答) 案件の分離については、今までも仕様書調整の中で指導してきた部分ではあるが、分離が合理的であると判断できる案件は分離し、重点項目として扱えるか検討する。

(問) 点検を実施した2か年連統一者応札・応募の案件 21 件のうち、8 件(約 30%)で準備期間の不足が発生しており、個人の注意喚起だけではなく、システム的な改善が必要ではないか。

(答) 準備期間の確保については、説明会や e-ラーニングによる周知を継続するとともに、システム化についても検討する。また、アンケートの分析を行い、その他できる取組について検討する。

(問) 他の独立行政法人や政府機関と課題や改善策を共有すると、新たなアイデアが出てくると思うが、そういった取組はしているのか。

(答) 情報共有やアンケートの仕組みがあり、そこへ投稿し、意見をもらうことは可能。過去の事例についても確認し、今後活用していくことを前向きに検討する。

(問) 「契約権限の明文化」、「適正な検収の実施」というところで、実際にルールが守られているか、どのように確認しているのか。

(答) 「適正な検収の実施」について、調達要求元が実施した内容(監督員と検査員を分けているか等)は、契約室で書類の内容を確認している。「契約権限の明文化」についても、適正な内容になっているか、契約室で確認している。

(問) 研修について、文章だけではなく、図解資料の活用は理解促進に有効であり、ディスカッションを取り入れることで、個人の理解や応用力の向上につながるのではないか。

(答)現状の説明会資料でも契約の種類・方式について、図を用いた資料を活用し、周知を行っている。意見交換会の質疑応答時間内にて、ディスカッションを実施しているが、さらに拡大できるか検討する。

(2)「令和8年度国立研究開発法人情報通信研究機構 調達等合理化計画(案)」について

機構からの説明に基づき、その内容について点検及び確認した。

○ 委員からは、以下の意見、質問等があった。(答)は機構側回答。

・競争性のない随意契約(令和7年度215件)は、原則として全件を事前点検し、緊急案件は事後点検後に確認を実施しており、必要に応じて要求部署と複数回のやり取りを行い、詳細に確認している。多数の案件に対して、適切な内部統制が実施されていることを評価する。

(問)仕様書調整や随意契約の点検業務に AI を活用することで、業務効率化やチェック漏れ防止、準備期間の短縮につながるのではないか。

(答)現時点では AI を導入していないが、業務効率化につながるのであれば、前向きに検討する。

(問)AI 利用の環境やセキュリティはどうなっているのか。

(答)AI を利用できる環境と利用ガイドラインが整備され、セキュリティも担保されている。

・セキュリティを確保した上で AI を積極的に活用し、業務効率化や組織の競争力向上につなげることが期待される。

以 上